

## 国際医療福祉大学授業科目履修規程

## (目的)

第1条 この規程は、国際医療福祉大学学則（以下「学則」という。）に規定するもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (授業科目履修届)

第2条 学生は、授業科目一覧に掲げる授業科目を履修しようとする場合は、別に定める「授業科目履修届」（以下「履修届」という。）を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

2 履修届を提出した後に履修科目の変更又は取消をしようとする場合は、別に定める「授業科目履修変更届」を所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

## (履修上限)

第2条の2 年間履修登録単位数の上限は別に定める。

## (定期試験等)

第3条 定期試験は、当該授業が終了する学期末に期間を定めて実施する。ただし、前後期にわたる授業科目については、前期の終わりに定期試験に準じた試験を行うことができる。

2 定期試験に代えて、論文、報告書（レポート）の提出を課すことができる。

## (受験資格)

第4条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験を受験することができない。

2 定期試験に代えて、論文、報告書（レポート）の提出を課す場合、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない授業科目については、当該授業科目に係る定期試験に代わる論文、報告書（レポート）を提出することができない。

3 実験、実技、実習その他特に出席を重視する授業科目においては、出席時間数の授業時間数に対する割合が、前2項の規定より引き上げられることがある。

## (成績評価)

第5条 成績評価は定期試験の他に論文、報告書（レポート）の提出、平素の修業状況等を加味することができる。

2 成績評価については、学則第29条に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 秀 (S) 100点満点法による100点から90点まで
- 二 優 (A) 100点満点法による89点から80点まで
- 三 良 (B) 100点満点法による79点から70点まで
- 四 可 (C) 100点満点法による69点から60点まで
- 五 不可 (D) 100点満点法による59点以下

3 秀、優、良及び可は、合格、不可は、不合格とする。

## (追試験)

第6条 忌引、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は、当該授業科目について追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けようとする者は、別に定める「追試験申請書」に疾病の場合は、医師の診断書、その他の場合は、証明書又は理由書を添え、所定の期日までに学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 追試験の成績の評価は、90点を限度とする。

## (再試験)

第7条 定期試験で成績が合格点に達しなかった場合に行う再試験は、原則として行わない。ただし、必要に応じて科目担当教員等の判断によりこれを行うことができる。

2 再試験を許可された者は、「再試験願」に再試験料を添えて各キャンパス教務事務主管課へ提出しなければならない。

3 再試験で合格した場合の成績は、「可」とする。

## (再履修)

第8条 不合格又は無効とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という。）しなければならない。

2 再履修科目は、原則として、授業を再度受講のうえ、試験を受けなければならない。

## (既修得単位の認定)

第9条 入学前に大学、短期大学等、その他文部科学省で定める学修で修得した単位は、60単位を超えない範囲で認定する。また入学後に他大学、短期大学等、その他文部科学省で定める学修で修得した単位は、30単位を超えない範囲で認定する。

2 前項の単位の認定にあたっては、編入学、転入学等の場合を除き、入学前に修得した単位及び入学後に修得した単位を合わせて60単位を超えない範囲で認定するものとする。

3 認定を受けようとするものは、「既修得単位認定申請書」に「成績証明書」を添付し、審査を受けなければならない。

4 認定された単位の成績表示は、「認定」とする。

## (進級・留年)

第10条 各学科で指定した授業科目の単位を修得しなければ、進級又は学科で指定した科目の履修ができない場合がある。

## (不正行為)

第11条 定期試験及びこれに準じる試験において、不正行為があったと認められた場合は、当該学生がその期に履修登録した全科目を「不可」とする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。